

## クビアカツヤカミキリ被害樹の改植時の果樹経営支援対策事業の取扱いについて

### 1. クビアカツヤカミキリの被害樹の改植について

クビアカツヤカミキリの被害樹の改植については、同一品種の改植が可能（公益財団法人中央果実協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第18条（1）のキ及び公益財団法人中央果実協会業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）別表1の1の（1）の（カ））。

また、面積要件はなく、1本単位の改植が可能（業務方法書第23条（3））。

### 2. 他事業を活用し伐採した場合について

クビアカツヤカミキリの被害樹を他事業により伐採・伐根した場合の植栽は改植とみなす（業務方法書第18条（1）のア）。

また、この場合、伐採・伐根等に要した経費については、補助対象とせず、補助率については新植に係るものを適用する（実施細則別表1の1の（1）のアの（ケ））。

### 3. 園地の要件について

事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、対象園地は、地域計画の区域内であって、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること（持続的生産強化対策事業実施要領別紙3果樹農業生産力増強総合対策Ⅰ第1（4））。

なお、果樹経営支援対策事業の整備事業の対象園地は、原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区に位置している必要があるが、クビアカツヤカミキリの被害樹の改植を行う園地は本要件は該当しない（業務方法書第22条（1））。